

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が取れない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、避難生活に困難が生じる何らかの特別な配慮が必要な在宅の避難行動要支援者は、宮城県災害対策本部において関係機関と調整し福祉避難所等へ移動する。

関係市町災害対策本部

防災行政無線・広報車・ホームページ・
緊急速報メールサービス・テレビ・ラジオ等による情報提供

連絡等

屋内退避

協力

在宅避難行動
要支援者

一時移転等

移動



福祉避難所
(615施設)

UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数（暫定値）

		UPZ内
宮城県	おながわちよう 女川町	989人(898人)
	いしのまきし 石巻市	3,829人(2,166人)
	とめし 登米市	586人(153人)
	ひがしまつしまし 東松島市	1,350人(1,350人)
	わくやちよう 涌谷町	33人(33人)
	みさとまち 美里町	1人(1人)
	みなみさんりくちよう 南三陸町	208人(27人)
	小計	6,996人(4,628人)

※1 ()内は支援者有り

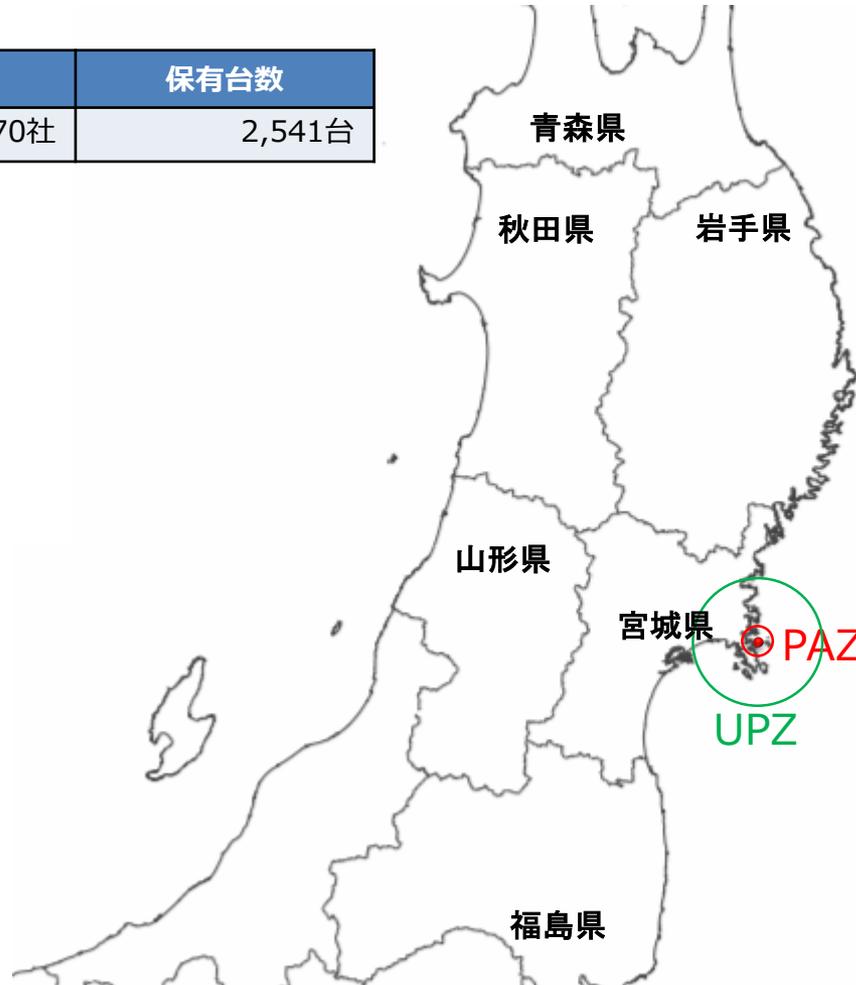
※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中

UPZ内の一時的移転に必要な輸送能力の確保

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、宮城県が、宮城県バス協会から必要となる輸送手段を調達。
- 宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。
- 宮城県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

バス会社	保有台数	
宮城県	70社	2,541台



県名	保有台数
青森県	2,354台
岩手県	1,777台
秋田県	1,409台
山形県	1,332台
福島県	2,620台
計	9,492台

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

